

品質保証

LAP-WALLの製品本体保証と色10年保証について(元請業者様に対して下記保証を実施しています)

製品本体保証

保証 製品 本体

ケイミュー株式会社では元請業者様(住宅会社様、工務店様)に対してLAP-WALL本体について「製品本体保証」を実施しています。

■保証内容

- ①本製品自体の不具合による室内への雨水の浸入が生じないこと。
- ②本製品の色感が著しく変化しないこと。(色10年保証対象品は別途設定)
- ※「色感の著しい変化」とは、建築後の年数を考慮して本製品の外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。本製品の先端部や木口部の汚れや変色、伝い水等による汚れ、苔・藻・カビ等の発生による汚れや変色などは含まれません。なお、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

- ①室内への雨水の浸入:本製品の施工完了日より10年間とする。
- ②色感の著しい変化:本製品の施工完了日より2年間とする。

※但し、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とする。

■保証条件

以下のすべての条件を満たすこととします。

- ①保証書が発行された新築物件[※]。
- ②施工チェックリストが提出された物件。
- ③弊社が定めた「LAP-WALL設計施工マニュアル(施工当時の最新版)」に従って、設計施工された日本国内の物件。
- ④弊社カタログ及び弊社LAP-WALL設計施工マニュアル記載内容などに準じた施工、および適切なメンテナンスがなされていること。かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
- ⑤不具合が発見されたとき、元請業者様より速やかに弊社にその不具合について通知していること。

※本製品は、基準通りの下地、標準施工および長期に亘る安定した建物構造を前提として品質が発揮されます。リフォーム物件は、様々な変化や劣化の可能性があり、当社製品の設計基準・施工基準を満たしているかどうかの判断が非常に難しいため、製品本体保証の保証対象は新築物件に限定しています。

■保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。

保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者へ譲渡・承継し、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

- 1.室内への雨水の浸入:不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度の性能に修復させるものとし、次の何れかの方法をもって対応する。
 - ①不具合部の部分補修
 - ②代替製品の無償提供
 - ③その他最も適切と認められる方法による補償
- 2.色感の著しい変化:弊社補修塗料による再塗装を上限として、元請業者様と協議のうえ対応させていただきます。

■免責事由

以下の事由により不具合が発生した場合については、保証の適用を除外する。

- ①弊社「LAP-WALL設計施工マニュアル」に記載された設計基準に反する立地条件、設計がなされている場合。
- ②弊社「LAP-WALL設計施工マニュアル」に記載された標準施工法に反する施工或いは、施工業者様個人による施工上の瑕疵、或いは不法行為、債務不履行等に因る場合。
- ③元請業者様の施工管理が十分になされなかつたことに因る場合。
- ④現地調達品等、弊社純正部材以外の不具合に因る場合。
- ⑤本製品の工事完了後における増改築・補修並びに設備機器或いは付属品等の取付けに因る場合。
- ⑥本製品の施工工事以外の建築施工上の欠陥に因る場合。
- ⑦建物自体の変形や変位等に因る場合。
- ⑧内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・くるい等に因る場合。
- ⑨内部結露および伝い水によって基材に損傷が生じた場合。
- ⑩釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
- ⑪本製品に現地にて塗装がなされている場合。
- ⑫経年変化による軽度の塗膜白化や軽度の色ムラおよび埃の堆積による水切り部の変色や白化現象。
- ⑬苔・藻・カビ等の発生による汚れや変色。
- ⑭外的要因(洗浄含む)や生物被害等による汚れ、傷並びにこれらの補修にかかる変色等。
- ⑮工場または品番の異なる本製品の混ぜ張りの場合。(シャッフルカラーによる混ぜ張りの場合は除く)
- ⑯保証期間経過後に申し出たもの、または保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わず長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
- ⑰入居者様(管理人様を含む)又は第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失に因る場合。
- ⑱天災または地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
- ⑲特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場並びに地域、海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉等が堆積する地域)および施工不可地域で使用された場合の損傷。
- ⑳契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象に因る場合。
- ㉑保証書発行申請書或いは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があつた場合。
- ㉒その他弊社の責に起因しない場合。

色10年保証

耐候性グレード ★★★ 色10年保証

ケイミュー株式会社では元請業者様(住宅会社様、工務店様)に対してLAP-WALL本体について「色10年保証」を実施しています。

■保証内容

製品の色感が著しく変化しないこと。

※「色感の著しい変化」とは、建築後の年数を考慮して本製品の外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。本製品の先端部や木口部の汚れや変色、伝い水等による汚れ、苔・藻・カビ等の発生による汚れや変色などは含まれません。なお、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

■保証期間

通常の環境において、施工完了日より10年間とする。

※但し、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とする。

■保証条件

以下のすべての条件を満たすこととします。

- ①保証書が発行された物件。
- ②施工チェックリストが提出された物件。
- ③弊社が定めた「LAP-WALL設計施工マニュアル(施工当時の最新版)」に従って、設計施工された日本国内の物件。
- ④弊社カタログ及び弊社LAP-WALL設計施工マニュアル記載内容などに準じた施工、および適切なメンテナンスがなされていること。かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
- ⑤不具合が発見されたとき、元請業者様より速やかに弊社にその不具合について通知していること。

※本製品は、基準通りの下地、標準施工および長期に亘る安定した建物構造を前提として品質が発揮されます。リフォーム物件は、様々な変化や劣化の可能性があり、当社製品の設計基準・施工基準を満たしているかどうかの判断が非常に難しいため、製品本体保証の保証対象は新築物件に限定しています。

■保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)とします。

保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者へ譲渡・承継し、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

弊社補修塗料による再塗装を上限として、元請業者様と協議のうえ対応させていただきます。

■免責事由

以下の事由により不具合が発生した場合については、保証の適用を除外する。

- ①弊社「LAP-WALL設計施工マニュアル」に記載された設計基準に反する立地条件、設計がなされている場合。
- ②弊社「LAP-WALL設計施工マニュアル」に記載された標準施工法に反する施工或いは、施工業者様個人による施工上の瑕疵、或いは不法行為、債務不履行等に因る場合。
- ③元請業者様の施工管理が十分になされなかつたことに因る場合。
- ④現地調達品等、弊社純正部材以外の不具合に因る場合。
- ⑤本製品の工事完了後における増改築・補修並びに設備機器或いは付属品等の取付けに因る場合。
- ⑥経年変化による軽度の塗膜白化や軽度の色ムラおよび埃の堆積による水切り部の変色や白化現象。
- ⑦内部結露および伝い水等による汚れ又は錆、苔、藻、カビ等の発生による汚れや変色。
- ⑧工場または品番の異なる本製品の混ぜ張りの場合。(シャッフルカラーによる混ぜ張りの場合は除く)
- ⑨外的要因(洗浄含む)や生物被害等による汚れ、傷並びにこれらの補修にかかる変色等。
- ⑩釘のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
- ⑪施工時および入居後の補修塗料(補修スプレー含む)による変色等。
- ⑫保証期間経過後に申し出たもの、または保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わず長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
- ⑬入居者様(管理人様を含む)又は第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失に因る場合。
- ⑭外壁の外観として違和感のない程度の基材露出。
- ⑮土台部周辺の雪の削れによる基材露出。
- ⑯天災または地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
- ⑰特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場並びに地域、海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉等が堆積する地域)および施工不可地域で使用された場合の損傷。
- ⑱契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象に因る場合。
- ⑲保証書発行申請書或いは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があつた場合。
- ⑳その他弊社の責に起因しない場合。

《保証書発行申請手順》

弊社指定の保証書発行申請書に必要事項をもれなくご記入のうえ、施工完了後速やかに弊社営業所へご提出ください。